

ふくしまで購入または賃借する



ふくしまからはじめよう。

空き家のリフォーム費用を

(福島県空き家・ふるさと復興支援事業で)

最大 **190** 万円補助します!

【県外から福島県に移住される子育て世帯の方は最大250万円】

補助
対象者

東日本大震災・原子力災害で被災・避難されている方
県外から福島県に移住される方



空き家のリフォーム例



大内宿(下郷町)



磐梯山(猪苗代町)



花見山(福島市)



塩屋崎灯台(いわき市)

詳しくは裏面をご覧ください▶

平成30年度

福島県空き家・ふるさと復興支援事業

～ 福島県は、ふくしまで暮らす方々の住まいの確保を支援しています ～

空き家
入居者



補助対象者

- 東日本大震災・原子力災害で被災(半壊以上)・避難されている方
- 県外から福島県内に移住される方
(本事業の交付申請日から遡って2年以内に移住された方も含まれますが、既に交付申請をしようとする空き家に移住されている方は対象となりません。)

※ 1年以上定住する必要があります。



申請 (審査 → 交付決定)

空き家の
リフォーム



- 平成30年4月1日以降に、リフォーム等の契約を締結し、完了前に交付申請を行う(リフォーム等を年度内に完了させる)

- 県外から移住される方は、住宅金融支援機構のフラット35地域活性化型の金利引下げ制度が受けられる場合があります。



完了実績の報告 (補助金の交付)

福島県

被災者の住宅再建、県外から県内への移住者が定住するための空き家のリフォーム等を補助

被災者・避難者・移住者

子育てを行う移住者

※一定の面積要件を満たす場合に限り



補助金額
最大
190
万円



リフォームに必要なハウスクリーニング等への補助
(リフォームを行う事業者以外の者と契約する。)

空き家のリフォームへの補助



補助金額
最大
250
万円

福島県のお問合せ窓口 詳しくは建築指導課のホームページをご覧ください

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/akiyafurusato.html>

(福島県ホームページトップから「組織でさがす」>「土木部建築指導課」を検索)

必要書類を
ダウンロード
できます

福島県各建設事務所がご相談・申請に対応します

県北建設事務所 024-521-2575
 県中建設事務所 024-935-1462
 県南建設事務所 0248-23-1636

会津若松建設事務所 0242-29-5461
 喜多方建設事務所 0241-24-5727
 南会津建設事務所 0241-62-5337

相双建設事務所 0244-26-1223
 いわき建設事務所 0246-24-6134

福島市杉妻町2-16 (福島県庁西庁舎 4F) 福島県土木部建築指導課 民間建築担当

TEL 024-521-7528 FAX 024-521-7955 MAIL kenchikushidou@pref.fukushima.lg.jp

○フラット35地域活性化型の詳細については、住宅金融支援機構お客さまコールセンターにお問い合わせください TEL0120-0860-35